

# 介護保険

様

---

株式会社結梨

訪問看護ステーション24

# 介護保険

## 訪問看護一括説明・同意・契約書

1. 重要事項説明書 . . . . . 1～8 頁
2. 契約書 . . . . . 9～13 頁
3. 一括同意・契約書 . . . . . 14 頁

## 重要事項説明書

### 1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業所名称	株式会社 結梨
代表者氏名	代表取締役 上田 星斗
所在地	〒663-8234 兵庫県西宮市津門住江町 12-6 105号

### 2. サービス提供を担当する事業所

提供サービス	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所名称	訪問看護ステーション24
事業所番号	2860991179
事業所所在地	兵庫県西宮市津門住江町 12-6 105号
事業の実施地域	兵庫県西宮市
管理者	木許 愛子
連絡先電話番号	0798-78-3911

### 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	訪問看護が必要な利用者に対してサービスを提供し、居宅において、利用者の意思及び人格を尊重した、自分らしい生活を営むことができるように支援することを目的にします。
運営方針	利用者の心身機能に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたり、従業員の確保・教育指導に努め、利用者の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする（ただし12/30～1/3を除く）
営業時間	8：30～17：30

※ただし、利用者の希望により、上記以外の曜日・時間も考慮させていただきます。

サービス提供日	年中無休 365日とする
サービス提供時間	24時間とする

## 5. 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管理者	従業者及び運営の管理等	1名（看護職員と兼務）
訪問看護職員	訪問看護サービスの提供	25名（うち1名は管理者兼務）

## 6. 提供するサービスの内容と利用料金

- (1) 提供するサービスの内容 契約書第1条の(1)のとおり  
 (2) 提供するサービスの利用料金 契約書第1条の(2)のとおり  
 (3) その他の費用

①交通費	運営規程のとおり	
②キャンセル料	24時間前までの連絡	不要
	12時間前までの連絡	利用者負担分の50%請求
	12時間以内のキャンセル	利用者負担分の100%請求
	ただし、急変・急な入院等、緊急やむを得ない場合は請求しません。	
③サービス提供に伴い利用者宅で使用する光熱水費	利用者負担	

## 7. 利用料金・その他の費用の請求及び支払方法

①利用料金・その他の費用の請求	ア. サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額を請求します。 イ. 請求書は利用月の翌月の20日頃までに郵送又は持参します。
②利用料金・その他の費用の支払い	ア. 翌月末日までに口座振替サービスの利用による支払。 イ. 上記が困難な場合は、他の方法を相談させていただきます。 ウ. お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

※支払期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払い督促から7日以内にお支払いがない場合は、契約を解約した上で未払い分をお支払い頂きます。

## 8. 相談窓口・苦情対応等

連絡先	0798-78-3911 担当者 : 木許 愛子
-----	--------------------------

## 9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：木 許 愛 子
-------------	-------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。  
③ 苦情解決体制を整備しています。  
④ 従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを啓発・普及するための研修を実施しています。  
⑤ 人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを協議する事業所内の委員会を設置しています。

## 10. 事故発生時の対応方法、損害賠償について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名： 訪問看護事業共済会

保険名： 訪問看護事業者賠償責任保険

保障の概要： 身体障害、財物破損、人格権侵害、管理受託物、初期対応費用、被害者治療費等

ただし、その損害の発生について利用者に故意、または過失が認められる場合には、損害賠償責任は免責となる場合があります。

## 11. 秘密の保持と個人情報の保護

①秘密の保持	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護	事業者は利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。事業者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物等については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

### ③個人情報の共有について

事業者は、利用者に対する適切なサービス提供のため、関係者との間で必要な範囲において個人情報を共有することがあります。

## 1 2. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

## 1 3. 訪問看護サービス内容の見積もり

見積もりは、居宅サービス計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用意向をもとに作成したものです。契約締結後のサービス提供は、この内容にもとづく「訪問看護計画」を作成のうえで実施しますが、状況の変化、意向の変動などにより、内容を変更することも可能です。

### (1) 管理者（訪問看護計画作成者）

氏名	木 許 愛 子	連絡先	0798-78-3911
----	---------	-----	--------------

### (2) 提供予定の訪問看護の内容と利用料金

毎月ケアマネージャーから提出されるサービス提供表及び別表どおり。

ただし、臨時訪問や、回数・時間に変更のあった場合は、増減額が発生いたします。

### (3) その他の費用

①キャンセル料	6 - (3) 記載のとおり
②光熱水費	利用者負担

訪問看護ステーション24  
サービス利用料金表（介護保険）

（令和6年6月1日現在）

基本料金（訪問1回につき）										
訪問看護費・介護予防訪問看護費			介護区分	単位	金額	1割負担	2割負担			
所要時間	20分未満	営業時間内の料金 看護師 准看護師	介護	314	¥3,469	¥347	¥			
			支援	303	¥3,348	¥335	¥			
	30分未満		介護	471	¥5,204	¥521	¥1,042			
			支援	451	¥4,983	¥499	¥			
	30分以上60分未満		介護	823	¥9,094	¥910	¥1,820			
			支援	794	¥8,773	¥878	¥1,756			
	60分以上90分未満		介護	1,128	¥12,464	¥1,247	¥2,494			
			支援	1,090	¥12,044	¥1,205	¥2,410			
	1回あたり40分(a)×2回		営業時間内の料金 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	介護	588	¥6,497	¥650	¥1,300		
				支援※3	568	¥6,276	¥628	¥1,256		
	1回あたり60分(a)×3回			介護	795	¥8,784	¥879	¥1,758		
				支援	426	¥4,707	¥471	¥		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合			介護1~4	2,961	¥32,719	¥3,272	¥6,544		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合			介護5	3,761	¥41,559	¥4,156	¥8,312		

※早朝（6時から8時）夜間（18時から22時）は、25%増

深夜（22時から翌6時）は、50%増

※利用者負担額は1割負担の目安金額。負担割合によっては2割3割負担もあります。

※事業所が所在する地域区分（3級地：1単位＝11.05円）で計算しています。

※准看護師の場合9割になります。

※介護職員等処遇改善加算の算定  
算定日：令和8年6月～（令和8年7月請求分より）  
金額：1ヶ月の単位数の総計に1.8%を乗じて算出した額

## 訪問看護ステーション24

### サービス利用料金表（介護保険）

（令和6年6月1日現在）

加算項目		内容	単位	金額	1割負担	2割負担
訪問1回につき算定	複数名訪問加算 （30分未満）	必要性があり、2名以上の看護師等で看護を行った場合	254	¥2,806	¥281	¥562
	複数名訪問加算 （30分以上）		402	¥4,442	¥445	¥889
	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問看護を行う場合	300	¥3,315	¥332	¥663
	ターミナルケア加算 （適応時） ※3	在宅で死亡された場合、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合	2,500	¥27,625	¥2,763	¥5,525
月の初回訪問時に加算・月1回算定	緊急時訪問看護加算 緊急時介護予防訪問看護加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあり、看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されている場合	600	¥6,630	¥663	¥1,326
	口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合	50	¥552	¥56	¥111
	特別管理加算（Ⅰ）	利用者の重症度等が高い場合 ※1	500	¥5,525	¥553	¥1,105
	特別管理加算（Ⅱ）	上記以外の場合 ※2	250	¥2,762	¥277	¥553
	退院時共同指導加算 （適応月）	退院・退所後の在宅療養についての指導を入院（入所）施設において共同で行い、その内容を文章で提供した場合	600	¥6,630	¥663	¥1,326
	初回加算（Ⅰ）	新規の訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院・診療所から退院した日に初回訪問看護を行った場合	350	¥3,867	¥387	¥774
	初回加算（Ⅱ）	新規の訪問看護計画を作成した利用者に対し初回の訪問看護を行った場合	300	¥3,315	¥332	¥663

- \* 緊急時訪問看護加算は利用者の同意を得て、利用者又は、家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- \* 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

#### ※1 特別管理加算Ⅰ

在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

#### ※2 特別管理加算Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理のいずれかを受けている状態
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

#### ※3 ターミナルケア加算

ターミナルケアとは、終末期のケアのことで、ご利用者の尊厳を維持し、その人らしく最期を迎えられるようなサービス体制をご利用される場合に発生する加算です。具体的には、ご利用者の体調の変化に合わせたケア・ご家族の精神状況の変化に合わせたケア・看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいてご利用者およびご家族の意向を把握し、それに基づくアセスメントを行い、サービスを提供いたします。

- ◎ 主治の医師から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 1 4 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

14. サービス提供に関する相談・苦情

事業所の窓口	名称	訪問看護ステーション24
	住所	兵庫県西宮市津門住江町12-6 105号
	電話	0798-78-3911
市区町村の窓口	名称	西宮市法人指導課
	住所	西宮市六湛寺町10-3
	電話	0798-35-3082
公的団体の窓口	名称	兵庫県国民健康保険団体連合会
	住所	神戸市中央区三宮町1丁目9-1
	電話	078-332-5601

15. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	<input type="checkbox"/> あ り	<input checked="" type="checkbox"/> な し
---------------	------------------------------	---

16. 業務継続に向けた取り組みについて

事業の継続における自然災害等のあらゆるハザード発生時において、利用者に対する指定訪問看護事業提供を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、指定訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

17. 看護師等の衛生管理について

事業者は、事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。業務継続計画の一環として、感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的を実施しています。

# 訪問看護サービス利用契約書(介護保険)

様 (以下、利用者という) と 株式会社結梨 (以下、事業者という) は、訪問看護ステーション 24 (以下、事業所という) を利用するにあたり、介護保険法に基づく事業所が、利用者に対して行う訪問看護サービスについて、別紙のとおり契約を締結いたします。

## 第1条 この契約の目的と内容

事業者は利用者に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問看護サービスを提供します。利用者は事業者へ、提供された訪問看護サービスに対する所定の利用料及びその他の費用 (以下、「利用料等」という。) を支払うものとします。

- (1) サービス内容の詳細に関しては、ケアマネジャーのケアプランに基づき、また、利用者及びその家族の希望や身体の状態を十分踏まえて看護上の目標をたて、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を作成します。
- (2) 利用者が事業者へ支払う所定の料金等について

- ① 訪問看護の内容に対する料金及び利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号) によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その支払いを受けるものとします。
- ② その他の費用の有無及び、利用者の費用負担

交通費	運営規程のとおり
サービス提供に伴い利用者宅で使用する光熱水費	利用者負担
キャンセル料	下記のとおりです

- ③ サービス利用のキャンセル料  
訪問看護サービスの中止等に伴うキャンセル料は、下記のとおりとします。  
なお、利用者の急変や急な入院など緊急やむをえない事情のときは、キャンセル料は請求しません。

### 【キャンセル料の取り扱い規定】

24 時間前までのご連絡	キャンセル料無料
12 時間前までのご連絡	利用者負担分の 50% を請求
12 時間前までにご連絡のない場合	利用者負担分の 100% を請求

#### ④ 利用料の計算期間と支払方法

利用者は、利用月ごとに所定の利用料等を、利用月の翌月 20 日までに事業者が郵送又は届ける請求書により、事業者の指定する方法にて利用料等の支払を行うものとします。

### 第2条 契約期間

この契約の契約期間は 令和 8 年 月 日から始まり、利用者の要介護認定の有効期間満了日をもって終了するものとします。ただし、契約終了の日の 7 日前までに、利用者が事業者に対して、契約終了を申し出ない限り、この契約は自動更新するものとします。この自動更新による契約期間は、次の利用者の要介護認定の有効期間の満了日までとします。

### 第3条 契約内容の変更

#### (1) 利用料等の変更

- ① 事業者は、この契約に定める内容のうち、利用料等の変更を行おうとする場合には、利用者にその内容を通知いたします。
- ② 利用者が利用料等の変更を承諾しない場合は、この契約を解除することが出来ません。

#### (2) サービス内容の変更

訪問看護計画の内容が、利用者の合意により変更され、事業者が提供するサービス内容又は介護保険適用範囲が変更となる場合には、事業者はあらかじめその内容を利用者に説明し、承諾を得るものとする。

### 第4条 契約の解約

#### (1) 利用者からの解約

- ① 利用者は、契約期間中にこの契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の 14 日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、利用者に病状の急変、緊急入院等のやむをえない事情がある場合には、契約終了を希望する日の 14 日前以内であっても、申し出によりこの契約を解約することが出来ます。
- ② 次の場合、利用者は事業者に通知することにより事前申し出の期間を設けることなく、この契約を解約することが出来ます。
  - ア. 事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合。
  - イ. 事業者が守秘義務に反した場合。
  - ウ. 事業者が利用者等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
  - エ. 事業者が破産した場合。
  - オ. その他事業者がこの契約に定めるサービス提供を正常に行われない状況に陥った場合。

## 事業者からの解約

- ① 事業者は、事業規模の縮小、事業所の廃止、人員不足等に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、この契約の解約を予定する日から10日以上の間をおいて、利用者に解約理由を示した文書を送達することにより、この契約を解約することが出来ます。ただし、次の場合には、10日以上の間を事前申し出なしに、この契約を解約することが出来ます。
  - ア. 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを3ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い催促の日から、7日以内にその支払いがなかった場合。
  - イ. 利用者または、その家族などが事業者や従業員に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合。
  - ウ. 人員不足によりサービス提供の安全性・質の維持が困難と判断した場合

## 第5条 契約の自動解約

下記事項の場合、この契約は自動終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者の介護認定区分が自立と判断された場合。
- ③ 利用者が死亡された場合。

## 第6条 事業者の責務

### (1) 訪問看護計画の策定とそれに基づくサービスの提供

- ① 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成し、その内容をあらかじめ文書により利用者又はその家族に説明します。また、利用者の状況や、希望を踏まえて「訪問看護計画」を変更するときも同様の取り扱いを行います。
- ② 事業者は、訪問看護サービスを「訪問看護計画」に沿った内容で提供し、その内容をあらかじめ文書により利用者又はその家族に説明します。

### (2) サービス提供の記録

- ① 事業者は、訪問看護の実績の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 事業者は、サービス提供記録を付けることとし、サービス完了の日から5年間保管します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保管しているサービス記録の閲覧及び複写物の交付を請求することが出来ます。

### (3) 秘密保持及び個人情報の保護

- ① 事業者及び事業者の雇用するものは、サービス提供をするうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
- ② 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用いたしません。また、利用者の家族の個人情報も同様の取り扱いとなります。
- ③ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体等）については、善良な管理者の注意を持って管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

### (4) 賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産を傷つけた場合、その責任の範囲において、利用者に対してその賠償を保障します。

### (5) 緊急時に対応

事業者は、訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに主治医等及び重要事項説明書記載の緊急連絡先に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院などの必要な措置を講じます。

### (6) 身分証明書携帯義務

サービス従業者は、常に身分証明書を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者家族から提示を求められたときは、いつでも身分証明書を提示します。

### (7) 連携

- ① 事業者は、訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② 事業者は、この契約に基づく「訪問看護計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

## 第7条 契約内容の履行と契約外事項の取り扱いについて

- (1) 利用者及び事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。
- (2) この契約に定めのない事項については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

## 第8条 社会情勢及び天災

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をする場合がある。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

## 第9条 サービス提供体制および運営に関する同意

### 1. スタッフ配置・変更について

事業者は、利用者に対し適切なサービス提供を行うため、担当スタッフの配置を行いますが、特定の職員の氏名や固定を保証するものではありません。

また、職員の勤務状況、体制変更、緊急対応等により、担当者が変更となる場合があります。

### 2. サービス提供体制の変更について

事業者は、より適切なサービス提供および運営体制の維持のため、訪問時間・曜日・提供方法等を変更する場合があります。

この場合、事前に説明を行います。

## 第10条 ICT・AI 活用について

事業者は、サービスの質の向上および業務効率化のため、訪問記録や報告書の作成において、ICT 機器および AI 技術を活用する場合があります。

## 第11条 合意裁判管轄

この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所となることを、利用者及び事業者は予め合意します。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者・事業者が記名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

## 個人情報使用同意書

患者の円滑な在宅での療養を実現するためには、患者をとりまく家族、医療従事者、介護従事者、その他の関係者が適切に連携していく必要があります。そのため適切な連携を行うにあたって下記の事項のご了承をお願い致します。

1) 在宅療養は、家族のサポートのもとで住み慣れた自宅で安心して療養を継続することを重視して行われるものです。そのため、患者が在宅での療養を希望されているのはもちろんのこと、患者をとりまく家族においても意思の統一が図られている必要があります。

2) 円滑な在宅での療養生活を継続していただくため、在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、介護事業者その他の関係者と連携を図る目的で、担当者会議などで個人情報を利用する場合があります。

3) 医療従事者や介護従事者その他の関係者が適切と認める通信手段を用いて診療情報を含む個人情報を共有・提供させていただきます。

## 一括同意・契約書

担当スタッフより上記の説明を受け、同意・了承いただける項目に✓の記入をお願いします。

重要事項説明書の説明を受け、内容に同意します。

契約内容を確認し、当事業所との契約を行います。

個人情報使用に関する内容を確認し、同意します。

サービス内容に応じて特別管理加算、初回加算、複数名訪問看護加算、長時間加算等が発生することを同意します。

サービス内容に応じてターミナルケア加算が発生することを同意します。(要介護1～5のみ)

サービス内容に応じて退院時共同指導加算・退院支援指導加算が発生することを同意します。

緊急時訪問看護加算を（ 希望します ・ 希望しません ）

※料金表（p.5～6）参照

重要事項説明書・契約書・個人情報使用の説明年月日

重要・加算・契約説明書の説明年月日	令和8年	月	日
-------------------	------	---	---

上記内容について、「健康保険法第43条ノ14第1項に基づく保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正、老人保健法第46条の17の5の規定に基づく指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年12月6日厚生省発保第172号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	事業所名	訪問看護ステーション24	
	説明者氏名	木 許 愛 子	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	氏名	
-----	----	--

家族又は代理人	氏名	
---------	----	--